

愛歯国保 だより

みなさまの
心と体の
健康づくりを
お手伝い

No.7

2017.4

詳細はホームページを

<http://aishik.jp/>



Contents

第118回組合会が開催されました ————— P2
平成29年度の国民健康保険料のお知らせ ————— P3
人間ドック(総合健診)・準組合員向け「歯科医師国保健診」— P4

資格取得届の様式が変更されました ————— P6
えらべる倶楽部のご案内 ————— P7
こんなときは届け出が必要です ————— P8

組合会が開催されました

平成29年3月2日(木) ◆ 中日パレス



平成27年5月に成立しました国民健康保険の改正法により、所得水準の高い国保組合への国庫補助率見直しにともない補助金額が縮小され、これまで定率32%であったものが、所得水準枠に応じ段階的に引き下げられていくことになりました。愛知県歯科医師国保組合に当てはめますと国庫補助率は平成28年度29.6%、さらに平成29年度には27.2%となり、順次国庫補助金が減額されていきます。その結果、当国保組合の歳入は年間約8,500万円ずつ減ることになり、安定した経営確保のために平成28年4月より保険料を改定させていただきました。お陰様で、平成28、29年度は健全な組合運営が維持できることが見込まれるため、平成29年度保険料の改定は考えておりません。

一方、国政では昨年の暮れに多くの制度改革が審議され見直しが決定しました。中でも医療分野では高額療養費制度をはじめ、数々の制度が見直されましたが、いずれも「応能負担の考え方」に基づく財政基盤の安定化、負担の公平化の推進が重要とされています。予測される今後の国保組合を取り巻く厳しい環境、即ち国庫補助率が平成30年度に24%、さらに平成31年度には22%となり、2年間で当国保組合の歳入が1億7,000万円程のマイナスとなることが見込まれ、この厳しい環境を踏まえ、平成30、31年度の保険料については所得水準に合わせた応能な負担に基づき協議させていただきます。

最後に、当国保組合役員・事務局一同一丸となって会員の先生をはじめ、ご家族、従業員の皆様の日々の安心と健康を守り、安定した医院経営に向けて努力する所存です。ですので、更なるご支援をよろしくお願い申し上げます。

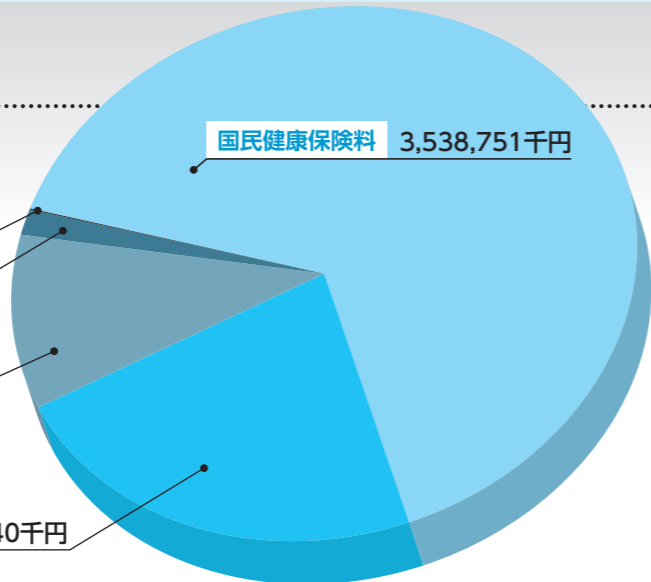
理事長 塚原邦秋

平成29年度 歳入歳出予算

歳入 5,436,992千円

諸収入	2,405千円
財産収入	751千円
前期高齢者交付金	2千円
県支出金	1千円
繰入金	1千円
共同事業交付金	83,202千円
繰越金	579,139千円

国庫支出金 1,232,740千円



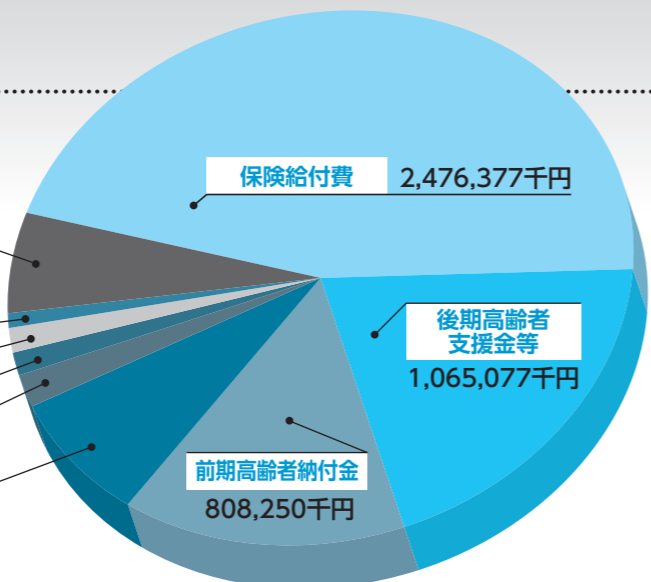
歳出 5,436,992千円

予備費	328,273千円
諸支出金	43,052千円
組合会費	2,193千円
老人保健拠出金	16千円
積立金	2,993千円
保健事業費	82,030千円
総務費	77,508千円
共同事業拠出金等	110,697千円
介護納付金	440,526千円

保険給付費 2,476,377千円

後期高齢者支援金等 1,065,077千円

前期高齢者納付金 808,250千円



平成29年度の国民健康保険料のお知らせ

下記の通り変更ありません。

	平成29年度保険料 1人1ヵ月(①+②)	内 訳	
		医療分①	後期高齢者支援金分②
正組合員	26,500円	23,300円	3,200円
正組合員家族	11,500円	8,300円	3,200円
準組合員	11,500円	8,300円	3,200円
準組合員家族	10,000円	6,800円	3,200円

●月額保険料には後期高齢者支援金分3,200円が含まれております。
●40歳から65歳未満の被保険者は別途、介護保険料月額3,800円の納付義務があります。

次の各議案が慎重審議の結果、
原案通り承認可決されました

◆ 第1号議案

平成29年度愛知県歯科医師国民健康保険組合事業計画(案)の件

◆ 第2号議案

平成29年度愛知県歯科医師国民健康保険組合法令遵守コンプライアンスの実践計画(案)の件

◆ 第3号議案

平成29年度愛知県歯科医師国民健康保険組合歳入歳出予算(案)の件

平成29年度 こんな事業を実施します

- 人間ドック(P4参照)
- 歯科医師国保健診の補助
- 特定健診・特定保健指導
- 予防接種の補助
- 育児関係図書配布
- 健康の保持・増進支援
- 健康世帯組合員の表彰
- 愛歯国保だより発行(年2回)

3 負担金 補助金を引いた額(下記)をセンター窓口でお支払いください。

健診機関名	国保組合加入者 ①	本年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に達する県歯会員で 愛知県歯科医師会福祉共済保険加入者		国保組合未加入者 ④	①②③④に 該当しない方
		国保組合加入者			
		正組合員 ②	正組合員以外 ③		
名古屋市医師会健診センター 光生会病院総合健診センター 豊田地域医療センター 半田市医師会健康管理センター 中京サテライトクリニック 大雄会第一病院 江南厚生病院 愛知健康増進財団 豊田厚生病院 予防医学推進・研究センター エルズメディケア名古屋	22,400円	0円	10,400円	20,400円	32,400円
岡崎市医師会ほるさき健診センター 知多厚生病院健康管理センター 豊橋市民病院	21,320円	0円	9,320円	19,320円	31,320円
	19,820円	0円	7,820円	17,820円	29,820円
	19,500円	0円	7,500円	17,500円	29,500円
	10,520円	0円	0円	8,520円	20,520円

4 夫婦同日受診の特例負担金

健診機関名	国保組合加入者			国保組合未加入者		
	2人とも節目会員	1人が節目会員	2人とも節目会員でない	2人とも節目会員	1人が節目会員	2人とも節目会員でない
予防医学推進・研究センター	10,000円	22,000円	34,000円	30,000円	42,000円	54,000円
大雄会第一病院	15,400円	27,400円	39,400円	35,400円	47,400円	59,400円

※節目会員～本年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳に達する県歯会員で愛知県歯科医師会福祉共済保険加入者
 ※節目会員でなおかつ国保組合の正組合員の先生には10,400円以内で特別補助があります。
 ※いずれの金額も2名分の負担金額です。※ただし、ご夫婦で同日の受診の場合に限り各々受診日が違いますと適用にはなりません。

5 平成29年度対象になる節目会員生年月日

年齢	生年月日	年齢	生年月日	年齢	生年月日
40歳	昭和52年4月1日～昭和53年3月31日	55歳	昭和37年4月1日～昭和38年3月31日	70歳	昭和22年4月1日～昭和23年3月31日
45歳	昭和47年4月1日～昭和48年3月31日	60歳	昭和32年4月1日～昭和33年3月31日	75歳	昭和17年4月1日～昭和18年3月31日
50歳	昭和42年4月1日～昭和43年3月31日	65歳	昭和27年4月1日～昭和28年3月31日	80歳	昭和12年4月1日～昭和13年3月31日

1年に1回は人間ドック(総合健診)を受けましょう



病気の早期発見、早期治療が健康の秘訣です。
 ご自分のため、ご家族のためにも1年に1回は受診しましょう。

※愛知県歯科医師会福祉共済保険加入者で、平成29年度中に75歳、80歳になられる県歯会員のの方は、県歯福祉共済保険により、負担金なしで人間ドックを受診いただけます。
 ※年度中に40歳から75歳になられる方には6月上旬に、特定健診の受診券を送付いたします。受診券をご持参の上、人間ドックを受診ください。なお、特定健診と人間ドックの両方を受診される場合は、特定健診受診時に受診券をご持参ください。

1 場所

- | | | |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 1 名古屋市医師会健診センター
名古屋市東区葵1-18-14
052-937-8425 | 6 中京サテライトクリニック
豊明市沓掛町石畑180-1
0562-93-8222 | 11 江南厚生病院
江南市高屋町大松原137
0587-51-3311 |
| 2 光生会病院総合健診センター
豊橋市吾妻町137
0532-61-3000 | 7 大雄会第一病院
一宮市羽衣1-6-12
0586-26-2008 | 12 愛知健康増進財団
名古屋市北区清水1-18-4
052-951-3919 |
| 3 豊田地域医療センター
豊田市西山町3-30-1
0565-34-3003 | 8 予防医学推進・研究センター
日進市折戸町西田面110
0561-73-3030 | 13 豊田厚生病院
豊田市浄水町伊原500-1
0565-43-5050 |
| 4 岡崎市医師会ほるさき健診センター
岡崎市針崎町字春咲1-3
0120-489-545 | 9 エルズメディケア名古屋 女性限定
名古屋市中区栄2-1-1日土地名古屋ビル3F
052-737-6500 | 14 豊橋市民病院
豊橋市青竹町字八間西50番地
0532-33-6111 |
| 5 半田市医師会健康管理センター
半田市神田町1-1
0569-27-7887 | 10 知多厚生病院健康管理センター
知多郡美浜町大字河和字西谷81-6
0569-82-4604 | |

2 申込方法

受診希望者は、上記医療機関(14ヵ所)に直接お申込みください。
 なお、申込みの際には被保険者証の記号番号、氏名、生年月日をお伝えください。

準組合員向け 歯科医師国保健診

従業員の方向けの歯科医師国保健診を実施いたします。ぜひご活用ください。

- 1 対象者** 準組合員(従業員)本人のみ
- 2 補助金額** 1人1回 2,500円以内
- 3 健診の項目** 労働安全衛生法上の事業主健診項目等
- 4 受診機関** かかりつけ医院をはじめ、どこの医療機関でも受診いただけます。
 なお、愛知県歯科医師国保組合が契約する医療機関(右記参照)で受診された場合は補助金額を差し引いた額で受診することができます。
- 5 補助金の申請方法**

1 いつも受診される医療機関(かかりつけ医院)などで受診された場合

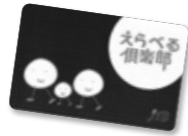
◆補助金の申請が必要です。 ◆診療所単位で申請用紙(ホームページよりダウンロードできます)をご記入の上、領収書のコピーを添付し、愛知県歯科医師国保組合へご提出ください。

2 愛知県歯科医師国保組合が契約している医療機関(郡市区歯科医師会契約の事業主健診実施医療機関を含む)で受診された場合(下記参照)

- ◆補助金の申請をしていただく必要はありません。窓口で補助金を差し引いた額で受診できます。
- ◆申込みの際には、愛知県歯科医師国保組合の準組合員本人であることをお伝えください。
- ◆特定健診対象者(40歳以上)の方で特定健診受診券を受診窓口へご提出いただいた場合は、下記①の金額で受診できます。

■契約医療機関と準組合員(従業員)本人の負担金		補助金を引いた額(下記)をセンター窓口でお支払いください。	
健診機関名	準組合員(従業員)本人のみ	健診機関名	準組合員(従業員)本人のみ
名古屋市医師会健診センター	6,300円	予防医学推進・研究センター	6,140円
光生会病院総合健診センター	5,060円	エルズメディケア名古屋 女性限定	7,220円
豊田地域医療センター	4,700円	知多厚生病院健康管理センター	6,500円
岡崎市医師会ほるさき健診センター	5,600円	江南厚生病院	10,460円
半田市医師会健康管理センター	5,020円	愛知健康増進財団	8,192円
中京サテライトクリニック	5,924円	豊田厚生病院	8,800円
大雄会第一病院	10,460円	豊橋市民病院	11,210円

えらべる倶楽部をご活用ください



補助金額

会員価格から
1泊あたりお一人様
大人1泊
2,000円補助
小人1泊
1,000円補助

対象商品

- えらべる倶楽部宿泊プラン
- えらべる倶楽部お値打ち宿泊プラン
会員専用サイト/ガイドブック掲載
- エースJTB/JTBサン&サン
JTB国内パッケージ旅行

申込方法

JTB店舗 電話
会員専用サイト

※えらべる倶楽部お値打ち宿泊プランは
JTB店舗・電話のみの申込となります。

会員価格から
1泊あたりお一人様
1,000円補助
(大人・小人同額)

- るぶトラベル
- るぶトラベルツアー
会員専用サイト

会員専用サイト

※会員専用サイト以外からの申込みは
補助対象外です。

適用条件 年間10人泊まで

対象者 会員本人および被扶養者

※詳細は会員証と共にお届けしている「利用ガイド」「宿泊補助金のご案内」をご覧ください。
*JTB海外旅行商品のご利用分は、年間10人泊制限にはカウントされません。

上記以外にも、えらべる倶楽部
では、スポーツ施設やリラク
ゼーション施設等をお得にご利
用いただけます。



まずはアクセス えらべる 検索

<http://www.elavel-club.com>

※お手元に会員証をご用意ください。仮パスワードは、会員証台紙に記載されています。

お問い合わせ

JTBベネフィット総合インフォメーション
TEL.03-5646-5522

自家診療・他家診療について

当組合は歯科医師国保という特殊性から、歯科医療費の保険請求の自粛をお願いしております。ご不明な点は愛知県歯科医師国保組合までおたずねください。

自家診療

正組合員が、歯科医師国保に加入する自分の家族ならびに自院(分院も含む)の従業員やその家族を診療した場合、そのすべての保険請求ができません。(患者の保険証記号番号の頭の四桁が請求者の保険証記号番号と同じ場合は自家診療となり保険請求できません。)

他家診療

正組合員が、他の正組合員やその家族を診療した場合、「**歯冠修復および欠損補綴治療**(※一部分除く)」については**保険請求ができません**が、その他の保険請求はできます。
なお、「**窩洞・充填・充填材料**」については保険請求が認められます。

愛知県歯科医師国保組合のホームページをご活用ください!

医療の受け方、給付のことなどがわかります

知りたい情報にすぐアクセス!



申請書のダウンロードはこちらから

資格取得・喪失届等、各種申請書のダウンロードなど役立つコンテンツがたくさん。ぜひご利用ください。

<http://aishik.jp/>

歯科医師国保

検索



資格取得届の様式が変更になりました

マイナンバー制度の施行により、愛知県歯科医師国保組合においてもマイナンバー(個人番号)の利用が始まっています。それに伴い、「国民健康保険被保険者資格取得届」が新様式に変更されました。

新様式

国民健康保険被保険者資格取得届		資格取得年月日	平成	年	月	日
被保険者証記号番号	(フリガナ) 被保険者となる者の氏名	正組合員との続柄	職種	性別	生年月日	資格取得理由
1	(マイナンバー(12桁))	No				・社会保険離脱・出生 ・生活保護廃止・その他 ・元世帯主又は被保険者が 除籍届出後制度へ移行のため
2	(マイナンバー(12桁))	No				・国民健康保険被保険者 ・国民健康保険被保険者 ・国民健康保険被保険者 ・国民健康保険被保険者
3	(マイナンバー(12桁))	No				・国民健康保険被保険者 ・国民健康保険被保険者 ・国民健康保険被保険者 ・国民健康保険被保険者
4	(マイナンバー(12桁))	No				・国民健康保険被保険者 ・国民健康保険被保険者 ・国民健康保険被保険者 ・国民健康保険被保険者

新たにマイナンバー(12桁)を記入する欄が追加されました。当組合に加入される方はマイナンバー(12桁)のご記入をお願いします。

お願い

「国民健康保険被保険者資格取得届」のご提出に際しましては、住民票の原本(3カ月以内発行)をご添付いただいておりますが、今後はマイナンバーの記載のある住民票をご添付いただきますようお願い申し上げます。

注意事項

※国の更なる指導監査強化に伴い、平成25年4月1日以降の従業員の取得につきましては雇用契約書・労働契約書(写し)を添付していただくことになりました。
※法人・厚生年金加入の事業所は適用除外申請が必要(3枚複写用紙のためダウンロード不可)。愛知県歯科医師国保組合にご連絡ください。

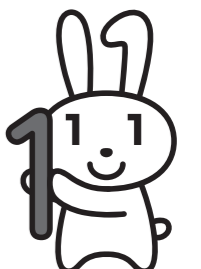
マイナンバー制度 社会保障・税番号 について



マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3分野における手続きなどで使用するものです。昨年の1月から利用が始まっています。

社会保障分野では、年金、雇用保険、健康保険、介護保険などに関する事務が対象となります。愛知県歯科医師国保組合においても医療保険者として、マイナンバーを「**住所地や世帯構成などの把握**」「**所得情報の確認**」「**資格取得時や喪失時の給付調整**」などの目的で使用させていただきます。

何卒、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん



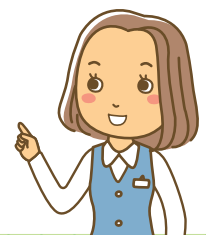
こんなときは 届け出が必要です

書類の名称	こんなときに	提出期間	添付書類
被保険者資格取得届	新規加入のとき	14日以内	● 住民票(3ヵ月以内) ● 雇用契約書の写し
	被保険者追加(家族加入)のとき	14日以内	● 住民票(3ヵ月以内) ただし、世帯全員表記されているもの
被保険者資格喪失届	従業員および一部資格喪失者があるとき	14日以内	● 被保険者証
	組合員の資格を失ったとき(死亡含む)	速やかに	● 被保険者証
住所氏名変更届	被保険者が氏名を変更したとき	14日以内	● 被保険者証 ● 住民票(3ヵ月以内)
	被保険者が住所を変更したとき	14日以内	● 住民票(3ヵ月以内)
[法]第116条該当・非該当届	修学のため住所を離れる者があるとき および該当がなくなったとき	14日以内	● 在学証明書(該当の場合のみ) ● 住民票(3ヵ月以内)(該当の場合のみ)
被保険者証再交付申請書	被保険者証をなくしたとき	速やかに	● 不要
療養費支給申請書	コルセット等装具を作製したとき	都度	● 医師の証明書と領収書
	保険証の使用ができなかったとき	都度	● レセプト明細書と領収書
高額療養費支給申請書	国民健康保険法の定める 窓口自己負担限度額を超えたとき	都度	● 領収書の写し ● 課税(所得)証明書
限度額適用認定申請書	保険医療機関に入院するとき	事前に	● 課税(所得)証明書
出産育児一時金支給申請書	被保険者が分娩したとき	都度	● 出生証明書の写し ● 領収書の写し
葬祭費支給申請書	被保険者が死亡したとき	都度	● 埋葬許可証または死亡診断書の写し
死亡見舞金申請書	75歳以上の正組合員で 籍を残された状態で死亡したとき	都度	● 埋葬許可証または死亡診断書の写し
傷病手当金支給申請書	正組合員が入院したとき	都度	● 入院期間および疾病名がわかる 診断書の写し
第三者の行為による被害届	第三者(自動車事故等)により給付を受けるとき	速やかに	● 第三者行為による被害届等多数

- 注意事項**
- 国の更なる指導・監査強化に伴い、平成25年4月1日以降の従業員の取得につきましては、雇用契約書・労働契約書の写しを添付していただくことになりました。
 - ①雇用日、②業務内容(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、助手、受付事務等)、③正社員またはパートの区分(*下記参照)は、必ず記載されているものをお願いいたします。

パートの条件

1日または1週間の労働時間が正社員の3/4未満であること
または、1ヵ月の労働日数が正社員の3/4未満であること
*正社員・パートの区分記入がない場合、正社員として取り扱わせていただきます。



撮っておきの1枚

<キビタキ> 桜が終わり新緑の季節になると、夏鳥として美しい鳴き声を聞かせてくれる。オスは黄色の鮮やかな鳥です。今の時期は公園でも森でも鳴き声の方向を見ると、比較的簡単に見つけられます。

(Photo:愛歯国保 丹羽慶繁)

